

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則
第 1 条～第 12 条 (略)	第 1 条～第 12 条 (同左)
(交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項)	(新設)
第 13 条 規則第 22 条第 14 号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」という。）の制度の概要	
(2) 収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績	
(3) 認定事業者（同法第 2 条第 5 項に定めるものをいう。以下同じ。）が認定発電設備（同項に定めるものをいう。以下同じ。）を用いて発電した再生可能エネルギー電気（同条第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。）が交付対象区分等（同法第 2 条の 2 第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金（同法第 2 条の 2 第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）の基準価格（同法第 2 条の 3 第 1 項に定めるものをいう。以下同じ。）からの算出方法	
(4) 前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項	
第 14 条 前条の規定は、規則第 26 条第 14 号に規定する不動産投資法人	(新設)

新	旧
<u>の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。</u> (不動産投資信託の不動産等以外の資産の区分) 第15条 規則第22条第15号に規定する不動産投資信託の不動産等及び資産対応証券等以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。 (1) 株式及び投資証券 (2) 株式及び投資証券以外の有価証券 (3) 信用取引に係る有価証券 (4) 特定取引及び為替予約取引 (5) その他特定資産 (不動産投資法人の不動産等以外の資産の区分) 第16条 前条の規定は、規則第26条第15号に規定する不動産投資法人の不動産等及び資産対応証券 以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。 (交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項) 第17条 <u>規則第29条第14号に規定する再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>再エネ特措法の制度の概要</u> (2) <u>収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績</u> (3) <u>認定事業者が認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気が交付対象区分等に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金の基準価格からの算出方法</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項</u>	(不動産投資信託の不動産等以外の資産の区分) 第13条 規則第22条第15号に規定する不動産投資信託の不動産等及び資産対応証券等以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。 (1) 株式及び投資証券 (2) 株式及び投資証券以外の有価証券 (3) 信用取引に係る有価証券 (4) 特定取引及び為替予約取引 (5) その他特定資産 (不動産投資法人の不動産等以外の資産の区分) 第14条 前条の規定は、規則第26条第15号に規定する不動産投資法人の不動産等及び資産対応証券 以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。 (新設)

新	旧
第 18 条 前条の規定は、規則第 34 条第 14 号に規定するインフラ投資法人の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。 (インフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分) 第 19 条 規則第 29 条第 15 号に規定するインフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。 (1) 株式(インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下、「インフラ投信等規則」という。))第 3 条第 6 項第 1 号に規定するものを除く。以下同じ。))及び投資証券(インフラ投信等規則第 3 条第 6 項第 6 号に規定するものを除く。以下同じ。)) (2) 株式及び投資証券以外の有価証券 (3) 信用取引に係る有価証券 (4) 特定取引及び為替予約取引 (5) その他特定資産 (インフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分) 第 20 条 前条の規定は、規則第 34 条第 15 号に規定するインフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。	(新設) (インフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分) 第 15 条 規則第 29 条第 15 号に規定するインフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。 (1) 株式(インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下、「インフラ投信等規則」という。))第 3 条第 6 項第 1 号に規定するものを除く。以下同じ。))及び投資証券(インフラ投信等規則第 3 条第 6 項第 6 号に規定するものを除く。以下同じ。)) (2) 株式及び投資証券以外の有価証券 (3) 信用取引に係る有価証券 (4) 特定取引及び為替予約取引 (5) その他特定資産 (インフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分) 第 16 条 前条の規定は、規則第 34 条第 15 号に規定するインフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。

新	旧
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 4 年 5 月 19 日から実施する。</u>	